

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等		
税目	所得税		
要望の内容	<p>1. NISA口座の利便性向上を図る観点から、投資者が自身のNISA口座の有無等をマイナンバーカードを活用して即時に確認できるよう、所要の整備を図ること。</p> <p>2. 2024年以降に開始する新NISAにおいて、1階部分で継続して積立投資を行っている場合については、年を跨いでもシームレスに2階部分での買付けができるよう、所要の措置を講じること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>—</p> <p>（</p> <p>（</p>	<p>百万円</p> <p>百万円）</p> <p>百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>NISA口座の利便性向上等により、投資環境の更なる整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【1. NISA口座開設時におけるマイナンバーカードの活用】</p> <p>NISA口座については、2019年以降、開設申込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。</p> <p>一方で、開設申込者が他の金融機関でNISA口座を開設しているか不明と申し出た場合には、金融機関においてNISA口座の有無を即時に確認できる仕組みがないため、税務署での審査完了（1～2週間程度）を待って取引開始とするといった運用が行われているところ。</p> <p>※ NISA口座は、一人一口座とされている。このため、事後的に重複口座であることが判明した場合、当該口座で購入済みの商品については、当初からなかったものとして、遡及して課税されることとなる。</p> <p>投資者が自身のNISA口座の有無等をマイナンバーカードを活用して即時に確認できるよう整備を図ることで、投資者利便の向上に資するものである。</p> <p>【2. NISA口座における利便性向上】</p> <p>2024年以降に開始する新NISAにおいては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、原則として、過去6か月以内に1階部分で積立投資を行っている場合に、2階部分での買付けを行うことができるとの要件を設けているところ。</p> <p>この一階部分での積立有無については、金融機関における実務負担等を考慮して、年毎に新たに判定することとされている。このため、同じ金融機関で継続して積立を行っている顧客であっても、年を跨ぐと、その年最初に積立を行うまでは2階部分での買付けができないこととなっており、要件緩和を求める声がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個人投資家が投資しやすい環境の整備を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	NISA口座 約1,586万口座（令和3年3月末、一般NISAとつみたてNISAの合計の口座数）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、投資環境の改善に資するとともに、投資家、金融機関、税務当局の負担軽減を図るものであり、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、投資環境の改善に資するとともに、投資家、金融機関、税務当局の負担軽減を図るものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—